

平成26年度P R T Rデータの概要について ～化学物質の排出量・移動量の集計結果～ (岩 手 県)

平成 11 年 7 月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法、いわゆる P R T R 法)に基づき、化学物質排出移動量届出制度(いわゆる P R T R)が平成 14 年 4 月より開始されました。

P R T R では、届出の対象となる 462 種類の化学物質について、事業者は環境への排出量や廃棄物等に含まれての移動量の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計結果集計し、公表することとなっております。

今回の集計結果は、平成 26 年度に事業者が把握した排出量・移動量について、平成 27 年度内に行われた届出を取りまとめたものであり、国が集計したデータを基に本県独自の集計を行ったものです。

今回届出のあった事業所は、岩手県で 513 事業所 (全国の 1.4%、全国 35,573 事業所、平成 25 年度 506 事業所)であり、事業者から届出のあった当該事業所からの排出量については、全事業所・全物質の合計で約 1,382 トン (全国の 0.9%、全国約 159 千トン、平成 25 年度:約 1,416 トン)、移動量の合計約 1,015 トン (全国の 0.5%、全国約 224 千トン、平成 25 年度:約 836 トン)でした。

また、国が推計を行った届出対象外の排出量(対象業種からの届出対象外排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量自動車などの移動体からの排出量)については、岩手県の合計で約 3,447 トン (全国の 1.4%、全国約 240 千トン、平成 25 年度:約 3,476 トン)でした。

P R T R 制度について詳しくは、環境省の P R T R のホームページをご確認ください。

: (環境省環境保健部) <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

岩手県のデータにつきましては、以下のホームページでも公開しております。

: (岩手県トップページ>くらし・環境>環境>環境保全>化学物質(P R T R、ダイオキシン、フロン)>P R T R)

1. 排出量・移動量の届出状況（別紙4，6）

平成27年度（届出期間：平成27年4月1日から12月30日まで）には、平成26年度に事業者が把握した排出量・移動量について、岩手県には513事業所（全国で35,573事業所）から届出がありました。

業種別及び市町村別の届出状況は以下のとおりです。

業種別の届出状況

（単位：事業所）

業 種	届出数	業 種	届出数
製 造 業	144	船舶製造・修理業、船用機関製造業	2
食料品製造業	4	精密機械器具製造業	9
木材・木製品製造業	4	その他の製造業	2
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	下水道業	42
出版・印刷・同関連産業	1	鉄道業	3
化学工業	9	倉庫業	2
医薬品製造業	5	石油卸売業	22
石油製品・石炭製品製造業	17	燃料小売業	251
プラスチック製品製造業	11	洗濯業	1
なめし革・同製品・毛皮製造業	2	計量証明業	1
窯業・土石製品製造業	4	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	37
鉄鋼業	4	産業廃棄物処分業	6
非鉄金属製造業	4	特別管理産業廃棄物処分業	1
金属製品製造業	25	高等教育機関	2
一般機械器具製造業	11	自然科学研究所	1
電気機械器具製造業	13		
輸送用機械器具製造業	13	合 計	513

市町村別の届出件数

（単位：事業所）

市町村	届出数	市町村	届出数	市町村	届出数
盛岡市	85	奥州市	53	山田町	2
宮古市	19	滝沢市	21	岩泉町	1
大船渡市	11	雫石町	6	田野畑村	2
花巻市	42	葛巻町	5	普代村	0
北上市	70	岩手町	4	軽米町	1
久慈市	7	紫波町	11	野田村	1
遠野市	13	矢巾町	13	九戸村	2
一関市	67	西和賀町	7	洋野町	2
陸前高田市	3	金ヶ崎町	9	一戸町	5
釜石市	14	平泉町	2	合 計	513
二戸市	11	住田町	4		
八幡平市	16	大槌町	4		

※注 届出の対象となる事業者は、人の健康や生態系に有害なおそれがある等の化学物質（462物質）を取り扱っている事業者のうち、従業員数が21人以上の製造業など政令で定める24の業種で年間取扱量1トン以上の事業所等一定の要件に該当する事業者です。

2. 集計結果の概要※

(1) 届出排出量・移動量

ア 全国及び岩手県、全事業所及び全物質の届出排出量・移動量（別紙1、2）

全国の事業所から届出のあった総排出量・移動量は約 383 千トンであり、内訳は総排出量約 159 千トン、総移動量約 224 千トンとなっています（以下、「約」は省略。）。

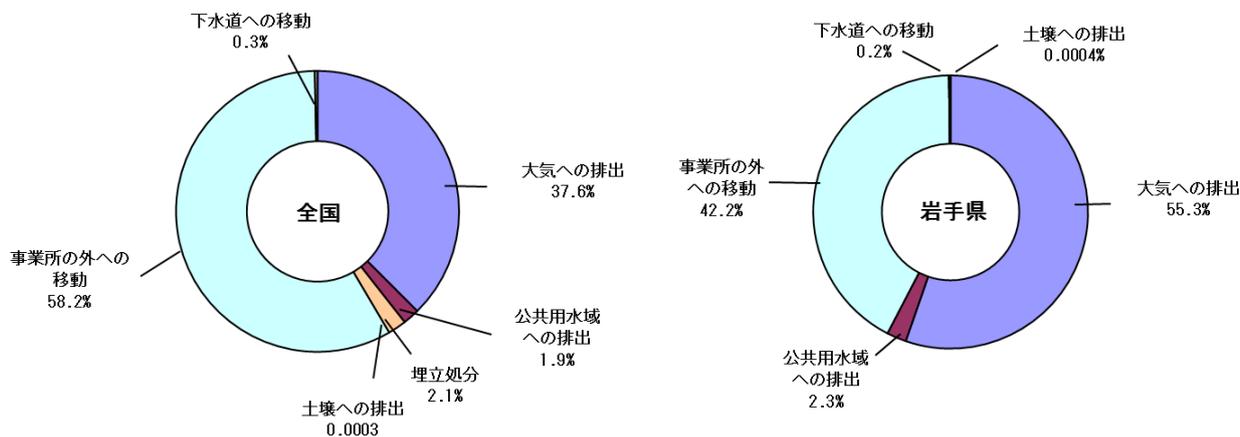
うち、岩手県内の事業所から届出のあった総排出量・移動量は 2,397 トンで、全国の排出量・移動量の総量の 0.6%にあたります。また、内訳は総排出量が 1,382 トン、総移動量が 1,015 トンでした。

届出排出量・移動量

（単位：トン／年）

排出・移動先	全国	構成比 (%)	岩手県	構成比 (%)
大気への排出	143,895	37.6	1,326	55.3
公共用水域への排出	7,257	1.9	55	2.3
土壌への排出	1	0.0003	0.009	0.0004
埋立処分	7,868	2.1	0	0
排出量合計	159,021	41.5	1,382	57.7
下水道への移動	1,149	0.3	4	0.2
事業所の外への移動	222,921	58.2	1,011	42.2
移動量合計	224,069	58.5	1,015	42.3
排出量・移動量合計	383,090	100	2,397	100

総排出量・移動量の構成（全国・岩手県）



※数値は四捨五入してまとめているため、本文中の数値とグラフの数値が異なる場合があります。詳細な数値は別紙を御参照ください。

イ 岩手県の届出事業所における届出排出量・移動量の多い物質（別紙2）

届出排出量・移動量の多い上位10物質の合計は1,917トンで、総届出排出量・移動量2,397の80%にあたります。また、上位3物質の合計は1,046トンで、総届出排出量・移動量44%にあたります。

上位5物質は、
金属洗浄、合成溶媒などに用いられる

① 塩化メチレン※ [401トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

② キシレン [324トン]

合成樹脂原料、溶剤として用いられる

③ 塩化第二鉄 [321トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

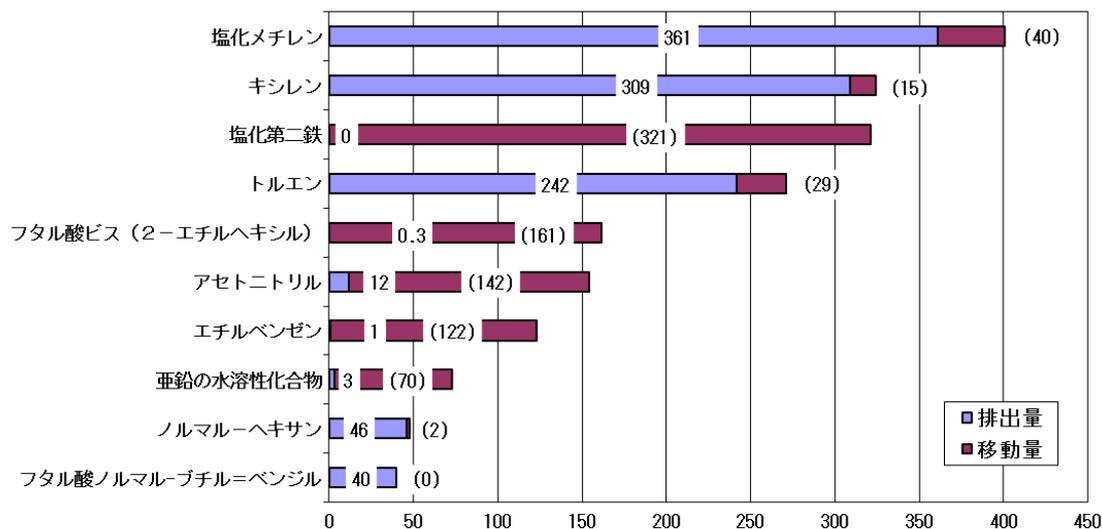
④ トルエン [271トン]

排水処理施設での凝集剤等として用いられる

⑤ フタル酸ビス（2-エチルヘキシル） [162トン]

の順となっています。

届出排出量・移動量上位10物質とその量



単位：(トン/年)
()内は移動量

※塩化メチレンとはジクロロメタンの別名で、産業界でよく使われている言葉です（以下省略）。

ウ 岩手県の届出事業所における届出排出量の多い物質（別紙2）

届出排出量の多い上位 10 物質の合計は 1,252 トンで、総届出排出量 1,382 トンの 91%にあたります。

上位 5 物質は、
金属洗浄、合成溶媒などに用いられる

① 塩化メチレン [361 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

② キシレン [309 トン]

③ トルエン [242 トン]

合成樹脂原料、溶剤として用いられる

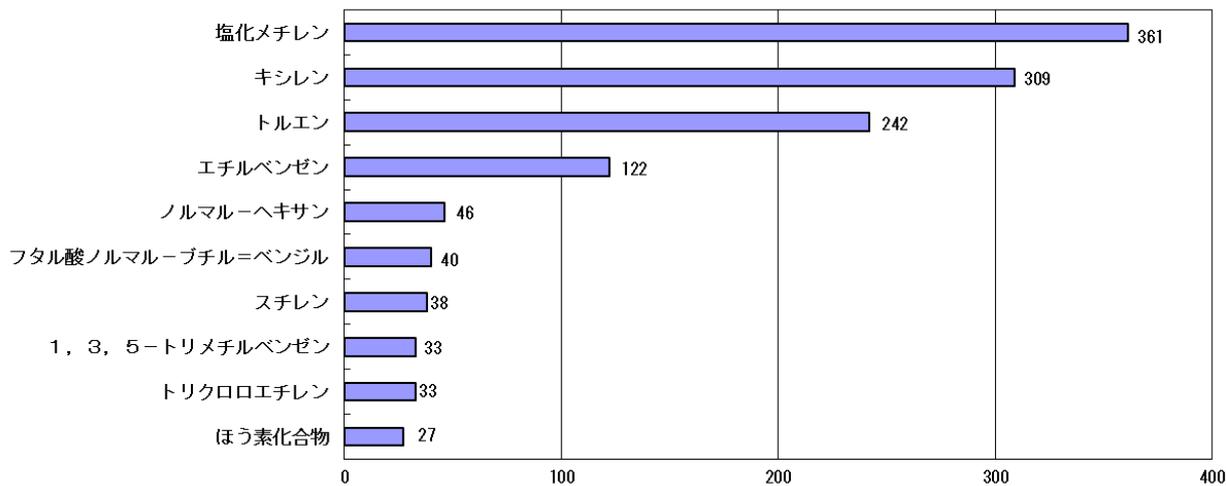
④ エチルベンゼン [122 トン]

塗料、工業用洗浄剤として用いられる

⑤ ノルマルーヘキサン [46 トン]

の順となっています。

届出排出量上位 10 物質とその量



単位：(トン/年)

エ 岩手県の届出事業所における業種別の届出排出量・移動量（別紙4）

岩手県では、届出対象 56 業種（製造業 32 業種、非製造業 24 業種）中、30 業種（製造業 18 業種、非製造業 12 業種）から届出がありました。

製造業からの排出量・移動量の合計は 2,285 トンで、全業種からの総排出量・移動量 2,397 トンの 95%にあたります。

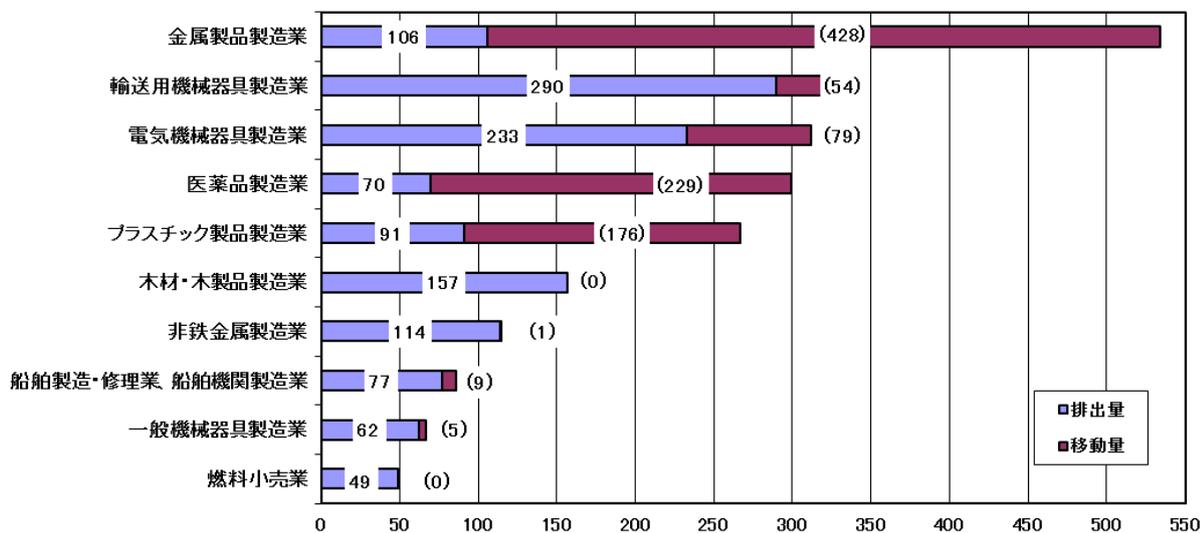
また、排出量・移動量の多い上位 10 業種の合計は 2,232 トンで全業種からの排出量・移動量の合計の 93%にあたります。

上位 10 業種は

① 金属製品製造業	[534 トン]
② 輸送用機械器具製造業	[344 トン]
③ 電気機械器具製造業	[313 トン]
④ 医薬品製造業	[300 トン]
⑤ プラスチック製品製造業	[267 トン]
⑥ 木材・木製品製造業	[157 トン]
⑦ 非鉄金属製造業	[115 トン]
⑧ 船舶製造・修理業、船舶機関製造業	[87 トン]
⑨ 一般機械器具製造業	[67 トン]
⑩ 燃料小売業	[49 トン]

の順になっています。

届出排出量・移動量上位 10 業種とその量



単位：(トン/年)

オ 岩手県の届出事業所における業種別の届出排出量（別紙4）

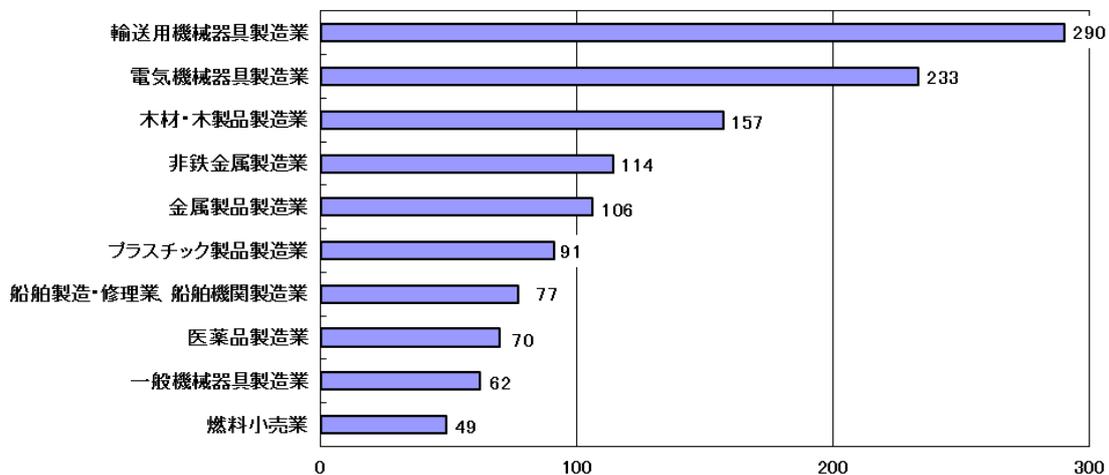
排出量の多い上位10業種の合計は1,250トンで、全業種からの排出量の合計1,382トンの90%にあたります。

上位10業種は

①	輸送用機械器具製造業	[290 トン]
②	電気機械器具製造業	[233 トン]
③	木材・木製品製造業	[157 トン]
④	非鉄金属製造業	[114 トン]
⑤	金属製品製造業	[106 トン]
⑥	プラスチック製品製造業	[91 トン]
⑦	船舶製造・修理業、船舶機関製造業	[77 トン]
⑧	医薬品製造業	[70 トン]
⑨	一般機械器具製造業	[62 トン]
⑩	燃料小売業	[49 トン]

の順になっています。

届出排出量上位10業種とその量



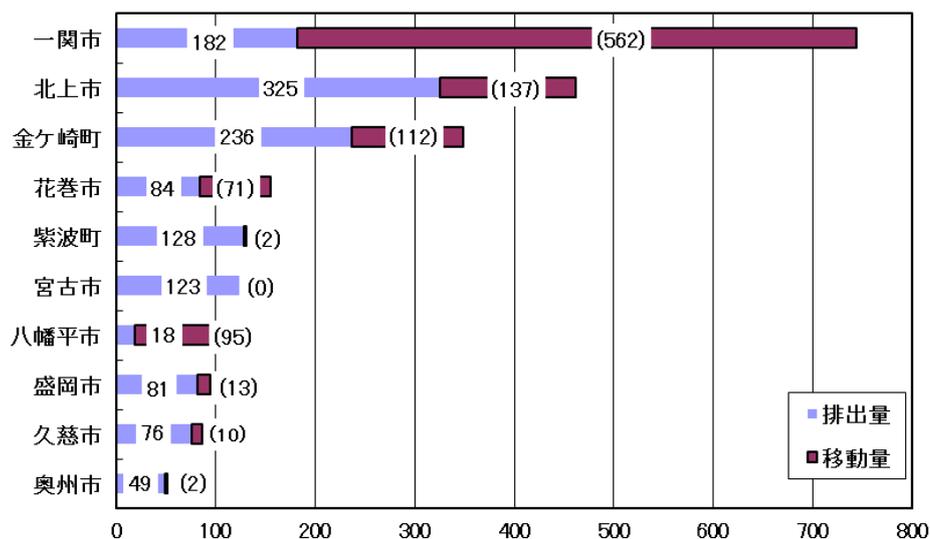
単位：(トン/年)

カ 市町村別の届出排出量・移動量の集計結果（別紙6）

届出排出量・移動量の上位 10 市町村は、次のとおりとなっています。

- ① 一関市 [744 トン]
- ② 北上市 [462 トン]
- ③ 金ケ崎町 [348 トン]
- ④ 花巻市 [155 トン]
- ⑤ 紫波町 [131 トン]
- ⑥ 宮古市 [123 トン]
- ⑦ 八幡平市 [113 トン]
- ⑧ 盛岡市 [94 トン]
- ⑨ 久慈市 [86 トン]
- ⑩ 奥州市 [51 トン]

届出排出量・移動量上位 10 市町村とその量



単位：(トン/年)
()内は移動量

(2) 届出外排出量の推計値

ア 全国データと岩手県データの比較 (別紙7, 8)

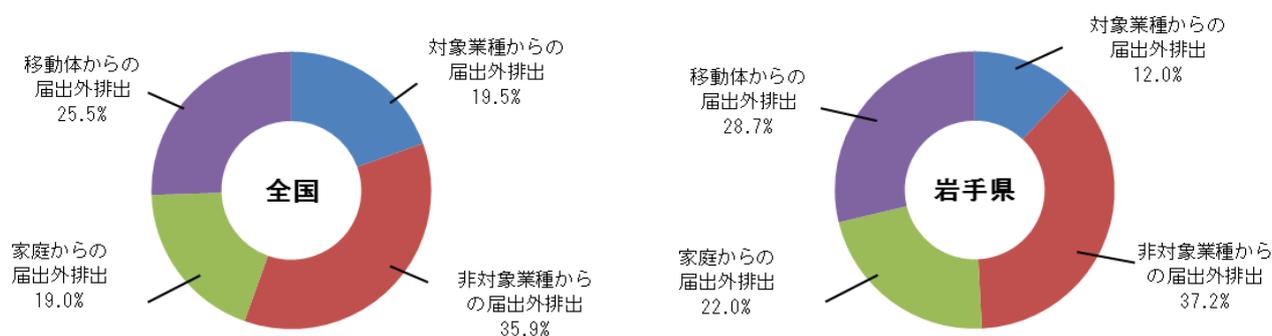
経済産業省及び環境省が推計を行った平成26年度の全国の届出外排出量の推計値の合計は、240千トンであり、うち岩手県分は3,447トンで、全国のデータの1.4%にあたります。その内訳は、以下のとおりです。

届出外排出量(単位:トン/年)

排出源	全国	構成比(%)	岩手県	構成比(%)
対象業種からの届出外排出※	46,775	19.5	413	12.0
非対象業種からの届出外排出	86,098	35.9	1,283	37.2
家庭からの届出外排出	45,628	19.0	760	22.0
移動体からの届出外排出	61,189	25.5	991	28.7
合計	239,691	100.0	3,447	100.0

※ 対象業種に属する事業を営む事業者からの排出であるが、従業員数、取扱量等の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

届出外排出量



イ 物質別排出量（別紙8）

岩手県の届出対象外排出量の多い上位 10 物質の合計は 2,679 トンで、総届出外排出量 3,447 トンの 77.7%にあたります。

上位 5 物質は、

塗料等溶剤として幅広く用いられる

- ① キシレン [745 トン]
- ② トルエン [588 トン]

洗浄剤などに用いられる

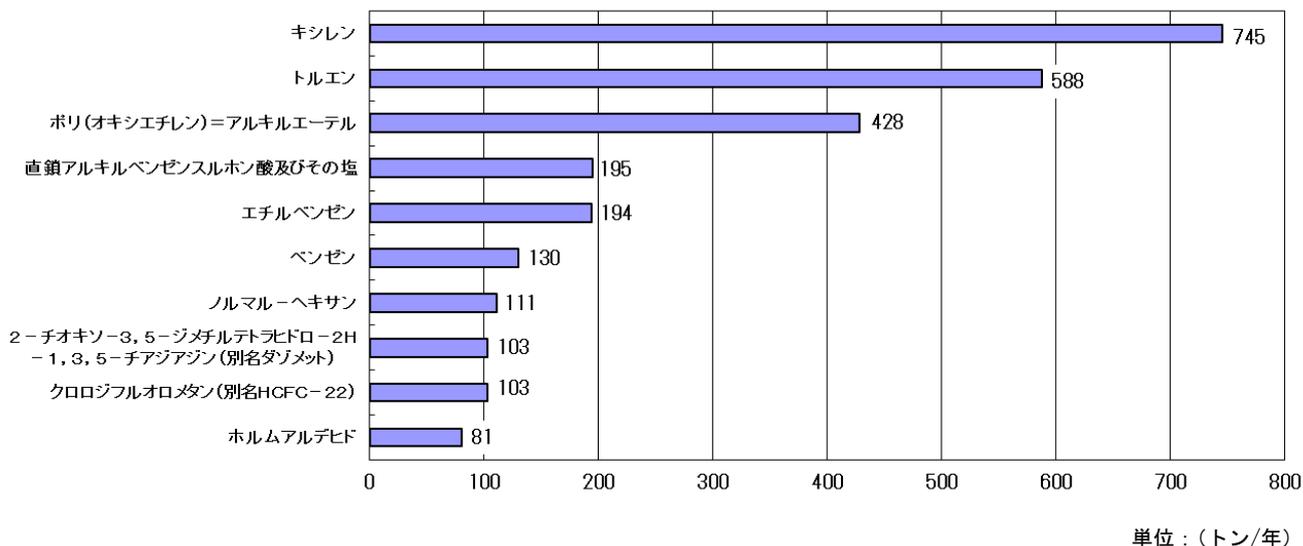
- ③ ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル [428 トン]
- ④ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [195 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

- ⑤ エチルベンゼン [194 トン]

の順となっています。

届出外排出量上位 10 物質とその量



ウ 移動体からの排出量推計値（全国データと岩手県データの比較）（別紙9、10）

届出外排出量のうち全国の移動体からの排出量推計値の合計は61千トンであり、うち岩手県分は991トンで、全国のデータの1.6%にあたります。

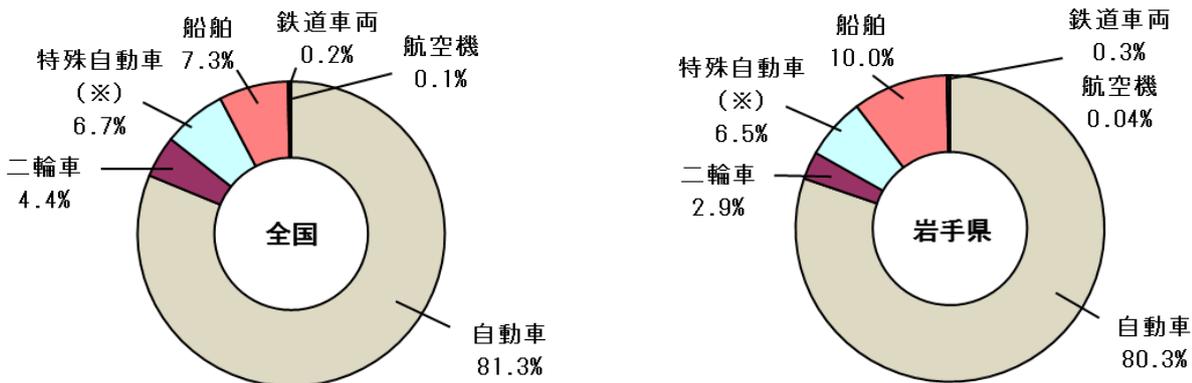
その内訳は、以下のとおりです。

移動体からの排出量(単位:トン/年)

排出源	全国	構成比 (%)	岩手県	構成比 (%)
自動車	49,723	81.3	796	80.3
二輪車	2,700	4.4	29	2.9
特殊自動車(※)	4,094	6.7	64	6.5
船舶	4,458	7.3	99	10.0
鉄道車両	146	0.2	3	0.3
航空機	67	0.1	0.4	0.04
合計	61,189	100.0	991	100.0

※産業機械、建設機械、農業機械

移動体からの排出量



(3) 届出排出量と届出外排出量の推計値の合計の多い物質（別紙7，8）

届出排出量と届出外排出量の推計値を合算した岩手県の排出量の総量は4,829トンで、全国の排出量の総量399千トンの1.2%にあたります。

岩手県で排出量の多い上位5物質は、

塗料等溶剤として用いられる他、自動車などの排出ガス、接着剤・塗料等に含まれる

- ① キシレン [1,054 トン]
- ② トルエン [831 トン]

洗浄剤として用いられる

- ③ ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル [428 トン]

金属洗浄、合成溶媒などに用いられる

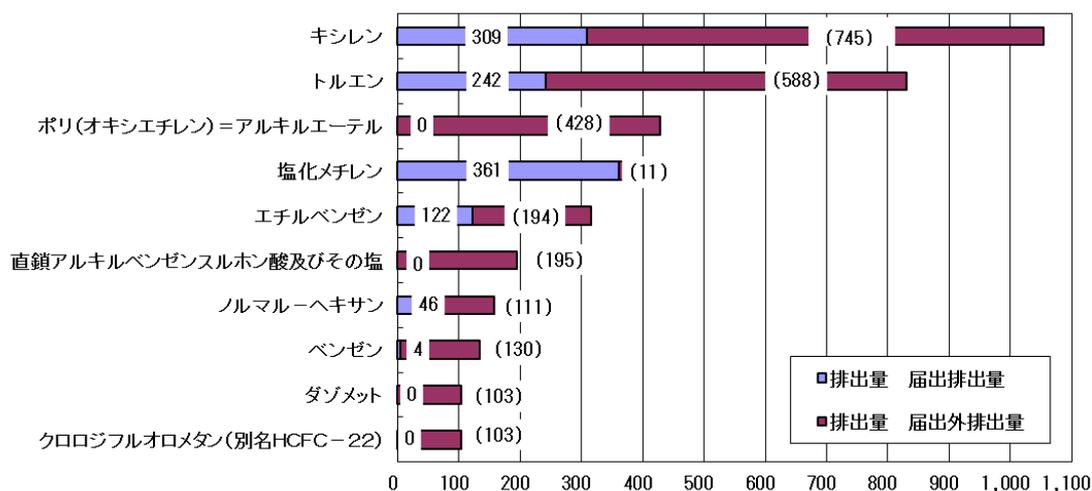
- ④ 塩化メチレン [372 トン]

合成樹脂原料、溶剤として用いられる

- ⑤ エチルベンゼン [316 トン]

の順となっています。

届出排出量・届出外排出量上位10物質とその量



単位：(トン/年)
()内は移動量

(4) 岩手県の特定第一種指定化学物質の排出量・移動量の集計結果（別紙2）

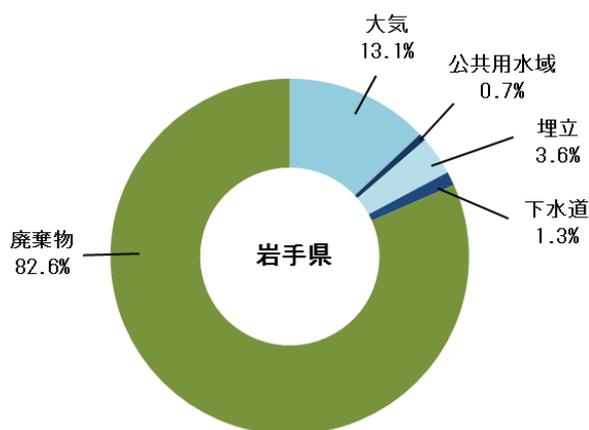
人に対して発がん性のある特定第一種指定化学物質の総届出排出量・移動量は、71 トンであり、内訳は、総排出量 12 トン、総移動量 58 トンとなっています。

特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量

物質 番号	対象物質 物質名	届出排出量 (kg/年)				合計	届出移動量 (kg/年)			届出排出・ 移動量合計
		大気	公共用 水域	土壌	埋立		下水道	廃棄物	移動量 合計	
33	石綿	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	エチレンオキシド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75	カドミウム及びその化合物	4	8	0	0	12	0	45	45	57
88	六価クロム化合物	4	76	0	0	80	0	4,039	4,039	4,119
94	クロロエチレン（別名塩化ビニル）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
243	ダイオキシン類(※)	765	7	0	2,530	3,302	0	9,532	9,532	12,834
305	鉛化合物	9	27	0	0	36	0	11,310	11,310	11,346
309	ニッケル化合物	10	283	0	0	293	899	24,586	24,585	24,878
332	砒素及びその無機化合物	0	48	0	0	48	0	0	0	48
351	1,3-ブタジエン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
385	2-ブロモプロパン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
394	ベリリウム及びその化合物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
397	ベンジリジン=トリクロリド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	ベンゼン	3,756	22	0	0	3,778	0	230	230	4,008
411	ホルムアルデヒド	4,714	7	0	0	4,721	0	8,645	8,645	13,366
	合計	9,262	478	0	2,530	12,270	899	58,387	58,386	70,656

※単位：mg-TEQ/年

特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量



(5) 岩手県の新規対象物質に係る届出排出量・移動量の集計結果（別紙2）

平成20年11月に行われた政令の改正により、平成22年度以降に排出量を把握すべき第一種指定化学物質として新たに新規化学物質186物質が追加となり、全国の事業所からの総排出量・移動量は38千トン（総排出量・移動量比率9.9%）であり、その内訳は総排出量16千トン（同4.1%）、総移動量22千トン（同5.8%）となっています。

本県では16物質について届出があり、総排出量・移動量は424トン（総排出量・移動量比率17.7%）であり、その内訳は総排出量90（同3.8%）トン、総移動量334（同13.9%）トンです。

岩手県で排出量・移動量の多い上位5物質は、

金属腐食剤や工場排水処理等の凝集沈殿剤などに用いられる

① 塩化第二鉄 [321 トン]

合成樹脂の重合溶剤、接着剤、塗料やインキなどの溶剤として用いられる

② ノルマルーヘキサン [48 トン]

染料、顔料、医薬品、工業薬品などの原料として用いられる

③ 1, 2, 4-トリメチルベンゼン [25 トン]

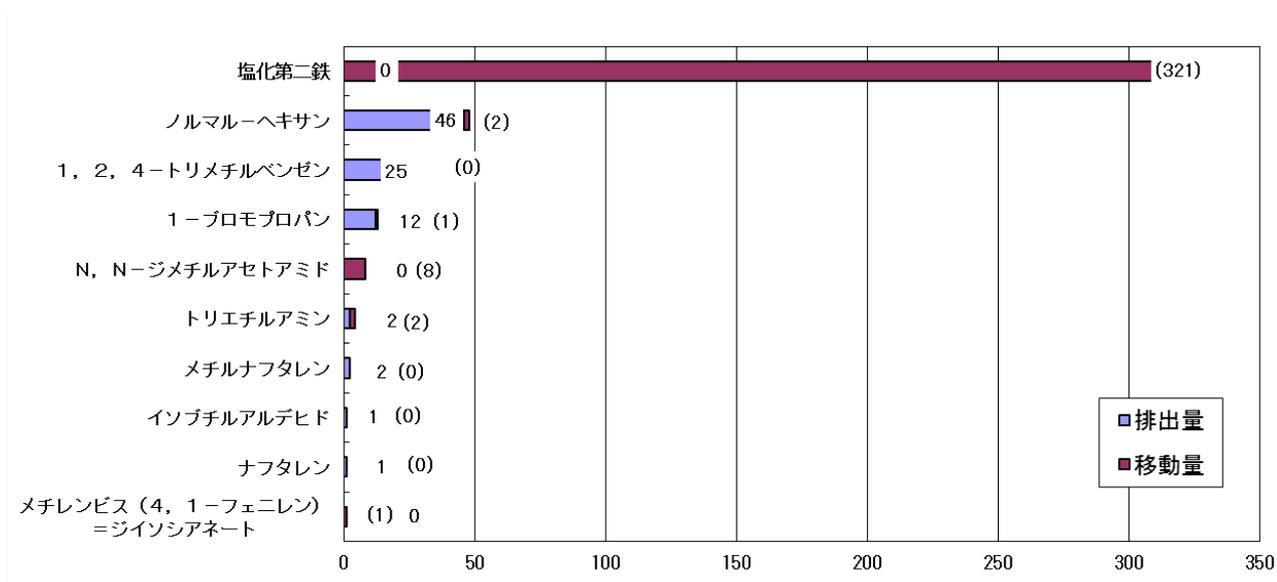
医薬品、農薬中間体などの原料として用いられる

④ 1-ブロモプロパン [13 トン]

合成樹脂の重合溶剤、ゴム・プラスチック接着剤として用いられる

⑤ N, N-ジメチルアセトアミド [8 トン]

の順になっています。



単位：(トン/年)
()内は移動量

3 排出量上位5物質に関するデータ

物質名	塩化メチレン	用途	金属洗浄、反応・合成用溶媒
毒性	皮膚・粘膜刺激、中枢神経障害（麻酔作用）	環境基準等	大気環境基準：0.15mg/m ³ 以下 水質環境基準：0.02mg/l以下
発ガン性評価	2 B		
県内での測定結果	大気：9地点（超過なし） 水質：河川52地点（検出せず）、湖沼4地点（検出せず）、海域3地点（検出せず）		

物質名	キシレン	用途	塗料溶剤、自動車排ガス・接着剤等に含まれる
毒性	めまい、し眠、頭痛、吐き気	環境基準等	水質指針値：0.4mg/l以下 悪臭規制基準：1～5ppm
発ガン性評価	3		
県内での測定結果	水質：河川5地点（検出せず）		

物質名	トルエン	用途	塗料溶剤、自動車排ガス・接着剤等に含まれる
毒性	咳、咽頭痛、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気、意識喪失	環境基準等	水質指針値：0.6mg/l以下 悪臭規制基準：10～60ppm
発ガン性評価	3		
県内での測定結果	水質：河川4地点（検出せず）		

物質名	エチルベンゼン	用途	溶剤、塗料うすめ液、坑酸剤、燃料やガソリンなどに含まれる
毒性	咳、めまい、し眠、頭痛	環境基準等	特になし
発ガン性評価	2 B		
県内での測定結果	特になし		

物質名	ノルマルーヘキサン	用途	合成樹脂の重合溶剤、接着剤、塗料やインクの溶剤として使用される。
毒性	頭痛、筋力低下	環境基準等	特になし
発ガン性評価	-		
県内での測定結果	特になし		

4 国公表資料及び個別の事業所データの開示について

- 国の公表資料は次のホームページに掲載されています。
経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/
環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- 個別事業所のP R T Rデータはホームページに掲載しています。また、個別事業所から届出られたP R T Rデータをインターネット地図上に視覚的に分かりやすく表示するとともに、P R T Rデータを検索・閲覧できるようにしたP R T Rデータ地図上表示システムで個別事業所を地図から探したり、個別事業所のデータをグラフや図で見ることができます。(<http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/>)
化学物質排出把握管理促進法第10条の規定に基づき、引続き個別の事業所から届出のあった排出量等のデータについて、国に対して所定の手数料を納付し、開示請求の手続を行うことにより、どなたでもデータを入手することができます。なお、開示請求に際しては、所定の手数料が必要です。
詳しくは、上記のホームページをご確認ください。

【開示請求の窓口】

(経済産業省)

○来訪による開示請求

経済産業省製造産業局化学物質管理課内（経済産業省本館7階西7）

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

窓口受付時間：土日祝日を除く平日10時～17時まで（12：00～13：00を除く）

○郵送による開示請求、その他の問い合わせ

経済産業省製造産業局化学物質管理課 P R T R開示窓口あて

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1511（内線3694、3695）、FAX 03-3580-6347

(環境省)

環境省環境保健部環境安全課内 P R T R開示窓口

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 合同庁舎第5号館25階

窓口受付時間：土日祝日を除く平日9時30分～17時まで（12：00～13：30を除く）

TEL 03-3581-3351（内線6358）、FAX 03-3580-3596

5 今後の取組

今後、岩手県では、化学物質による環境リスク低減に向けて、次のとおり地域における環境リスクの把握を行うとともに、県民、事業者及び行政による環境コミュニケーション推進のための取組を進めていく予定です。

ア P R T R対象物質の環境リスクの把握

環境に多く排出されているP R T R対象物質について、引き続き常時監視を継続し、汚染実態の把握に努めるとともに、化学物質排出量が多い事業所を把握し、必要に応じて個別に排出量を削減、改善するよう助言・指導を行う。

イ 環境コミュニケーションの推進

工場・事業場を有する事業者が環境負荷等に関する情報について、近隣住民と意見交換を行い相互理解を深める環境コミュニケーションを普及するため、「いわて環境報告書バンク」の取組みを推進します。また、県内に立地している工場・事業場を有する事業者による「地域とはじめる環境報告会」の開催を支援するとともに、研修会及びセミナー等による人材育成を図ります。